

1. 審判部の課題、取り組み

所村編集委員 お忙しいところどうもありがとうございます。私は、特技懇編集委員の所村と申します。本日は、平林審判部長の仕事に対するお考えを中心にインタビューさせていただきまます。まず、審判部の課題、取り組みということについてですが、現在の最も重要な課題と取り組みについてご意見をお願いいたします。

はじめに（審判の機能・役割）

平林審判部長 まず、審判部が果たしている機能、役割については、図1のように2点あります。1つは審査の上級審として、拒絶査定不服審判に代表されるような審査のレビューをする点。もう1つは、紛争の早期解決という側面で、侵害事件等の紛争が起きた場合、その対抗措置として請求される無効審判等の審理です。また、この流れの中で、審決取消訴訟がおこされると、高等裁判所でさらに審判部の判断もレビューされます。このように、審判部は審査部と地方裁判所、高等裁判所、三者の間において、それぞれの要請に応じて的確、迅速にやっていかなければいけないという立場にあります。

質の向上について

そういった状況の中でどのような取り組みをしているのかについてですが、まず、裁判所との関係で言うと、判決

で維持される審決を作成することが重要であると考えています。率直なところを言いますと、数年前までは審決が取り消される率が高く、拒絶査定不服審判で25%ぐらい審決が取り消されていました。それと、異議申立についてはこの取り消し率が36%ぐらいでした。このように取り消し率が高かったのは、やはり論理構成とか、特に進歩性の判断がやや弱かったためではないのかなという反省があり、論理の詰め方をしっかりしつつ厳しい判断をするという取り組みを数年前から進めてきました。

その結果、例えば拒絶査定不服審判でみると、以前は80%が許されていたのが、最近では55%ぐらいしか許されなくなってきました。このように、審判部としては審判請求が成立しないという厳しい判断をしているにもかかわらず、出訴率は3%ぐらいとそれ以前とほとんど変わらない。かつ、裁判所での審決取り消し率が、拒絶査定不服審判、異議申立とも17~18%とかなり改善してきているということで、一定の成果があったのではないかと考えています。

いずれにしても、行政庁の最終的な判断を示す部署としては、審判請求人は勿論ですが審査部にも納得してもら

わなければいけないし、裁判所にも支持してもらわなければならないということで、的確な発明の認定と判断に基づいて、しっかりとした論理構成を持った審決を書くということが基本であり、重要だと思っています。（編集委員注：取り消し率等の数値は特・実に関するものです。）

無効審判の迅速・的確化について その背景

地方裁判所での侵害訴訟が増えると共に訴訟額が高額化しています。この侵害訴訟の対抗手段として無効審判を起こすケースが増えてきており裁判の長期化の一因ともなっています。そういう中で、平成12年に、最高裁で、裁判所でも特許の有効性について判断ができること、特許に明らかな無効理由がある場合には権利の濫用にあたり権利行使できないといういわゆるキルビー判決がでました。従来は、有効・無効の判断するのは特許庁の専権であったのですが、この判決を契機として侵害訴訟でも権利の有効性を判断するケースが増加しています（裁判所の判断は相対効にとどまり、権利を無効にするためには無効審判を請求することが不可欠）。このような中で、裁判で



審判部長 平林 好隆

1. 審判の役割

審査の上級審：拒絶の妥当性判断（拒絶査定不服審判等）

紛争の早期解決：特許の有効性の判断（無効審判、訂正審判等）

2. 審判の位置づけ

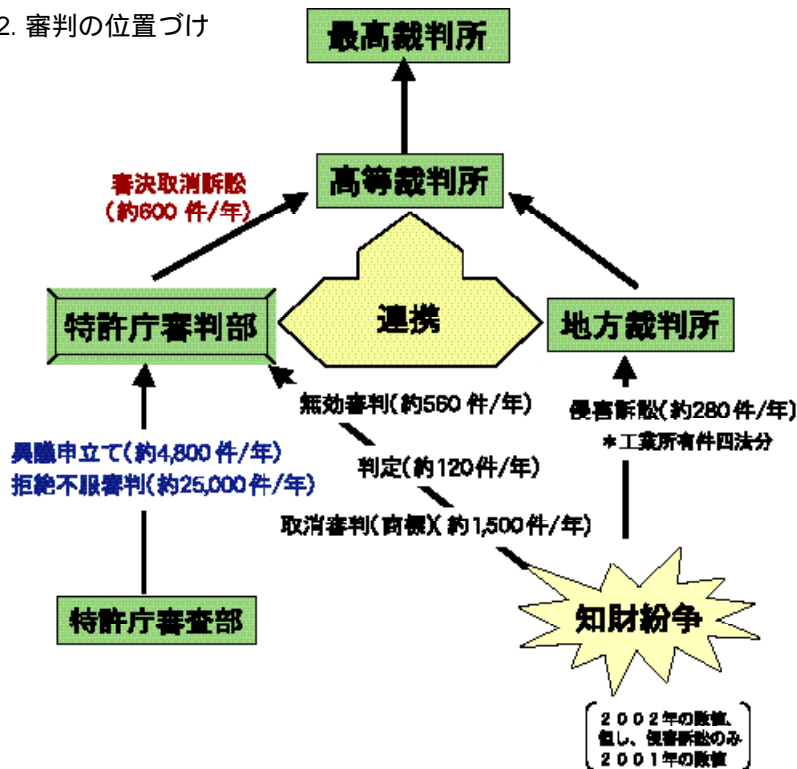


図1

覆らない安定した権利を付与することがますます重要となると共に、並行して起こされる無効審判について早く判断してほしいという要請が近年益々強くなっています。

具体的取り組み

審判部としては、無効審判以外にも拒絶査定不服審判、異議申立等多種類の事件を扱っていますが、特に、無効審判について優先的にパワーを配分して迅速に結論を出すという方針でやっております。具体的にいうと、無効審判については12ヶ月以内、その中でも侵害事件関連のものについてはさらに早くやるという目標を設定してやっておりますが、だいぶそれに近い形になってきました。具体的な取り組みに

ついて説明すると、まず当事者系案件を中心に進行管理をやっています。特実だけでいうと無効審判と訂正審判を合わせて年間約600件の請求がありますが、3ヶ月ごとに、個別案件ごとの進捗状況を管理しています。また、裁判所との情報交換で侵害事件の情報も入手しているので、それを参考にして遅れないようにやっていくことにしています。

それと、計画審理という方式を取り入れました。平成13年7月から試行をはじめ、平成15年1月から本格実施しています。両当事者に審理のスケジュールを示し、早期決着するための協力をしてもらいながら、着実に実施していきたいと思っています。

もう一つは、応答期間の短縮です。

無効審判が起こされたときには、従来、国内の請求人に対して答弁書、弁駁書の指定期間を一律・機械的に60日ずつ与えていたのですが、1回目の答弁書は従来通り60日、2回目以降は30日、弁駁書は30日とする等の短縮を行いました。また、在外者も、従来、答弁書、弁駁書の指定期間として一律に3ヶ月ずつ与えていたのを、1回目の答弁書を90日、2回目以降は50日、弁駁書は50日にする等の短縮を行いました。この運用は、制度改正の施行に合わせて1月から実行します。

さらに、データ入力とか、部門への移管などの手続きの時間的なロスを極力なくすということで、事務部門を含めたアクションプランというのを作って短縮化を図っています。

このように、考えられる限りの施策を総動員して審理の迅速化に努めていきたいと考えております。

今後の課題

無効審判については、引き続き審理の迅速化を進めると共に、当事者に与える影響が大きいため、審理の結果についてはできるだけ当事者の納得度を高めていく必要があると思っています。拒絶査定不服審判は3%ぐらいしか出訴されないにも関わらず、無効審判は50%ぐらいが裁判所へ出訴されています。そして、裁判所での取り消し率は、拒絶査定不服審判とか異議申立は先程申したようにだいぶ改善しているのですが、残念ながら無効審判については裁判所で覆される率がまだ高いので、ここもまた改善する必要があると思っています。口頭審理にもかなり習熟してきましたので、積極的に活用してできるだけ覆されないような判断に努めていきたいと思っています。

法改正について

異議と無効

紛争解決の迅速化という観点から、法改正を行いました。背景には、異議



申立制度と無効審判制度が並立しており、異議申立の結論に対して不満な者は、さらに無効審判を請求できる点、および異議申立については両当事者対等に意見を聞かない、いわゆる査定系の審理をするということになっている点、これらが原因となって、異議申立と無効審判が重複して出されるケースがあり紛争の早期決着を妨げられていたこと、査定系の手続では使いにくいということがありました。これを解決するため、この1月から異議申立制度と無効審判制度を統合します。統合された無効審判では何人も、いつでも審判請求できるということで、異議申立と無効審判の両方の機能を兼ね備えたものになります。

所村 今後、無効審判と異議が一緒になった場合、件数が増えると思うのですが、その影響については如何お考えでしょうか。

部長 ご指摘の通り異議申立が新しい無効審判に統合されたときにどのくらいの規模が請求されるのかというのは、我々も非常に関心を持っており調査も行いました。

異議申立件数は最近減少傾向ですが、3,500件/年ぐらい出されてます。

異議申立が多かった企業などに、新制度の下でどのくらい審判請求されるかというアンケート調査をしたところ、だいたい異議申立の50~60%ぐらいは新しい無効審判が請求されるという結果が出ました。さらに、異議申立は特許公報発行から6ヶ月以内になされなければならなかったのですが、今後はいつでも請求できることとなります。この点については、すぐにはなく3、4年ぐらいまでの間に判断するのではないかというような回答がありました。これらは、制度の施行前の予想なのでこの通りになるかどうかはわかりません。いずれにしても、どのくらいの規模でどういうタイミングで出てくるかというのは、これから注視していきたいと思っています。

ただ、拒絶査定不服審判の滞貨が非常に累積してきています。審査の方は今FA24月とのことですが、拒絶査定不服審判の審理期間は26~27月くらいになっています。今後、さらに審査の方がどんどん進んでくれば、審判請求が増えていくことが予想されるので、法改正で少しパワー的に緩和されたとしても、査定不服の方に相当注力していかないと、ますま

す審理期間が長期化していくということを懸念しています。

訂正審判

法改正については、もう1つ訂正審判があります。無効審判の審決を出して裁判所へ行くと、訂正審判を別途起こして、訂正審判の審決でクレームが変わると、また無効審判が裁判所から戻ってくるという、手続きが何回も繰り返されるということがありました。この点を法改正により、そういった訂正審判の請求があったときにはすぐに裁判所から特許庁に差し戻してもらって、訂正が認められるか認められないか、その結果として、権利が生き返るかどうかをあわせて判断をするよう変更することで、訂正審判をめぐる手続きが合理化されます。

2.審査部への期待

所村 次に、審査部へ期待する点について思うところをお願いいたします。

部長 先日、審査部の中間レビューを聞いたのですが、計画については順調に進んでいるということで、それは大変素晴らしいと思いますが、他方、審査の結果が審判部の業務にはね返ってくるという側面もありますので、中間レビューで各部門と審査室で意見交換を行いました。その中からいくつか例を挙げたいと思います。

まずサーチ漏れがまだ気になる場合があります。実際、審判部でも部門によっては追加サーチをかなりやっています。この点については、今年からサーチ依頼に対する協力を充実してもらっていますので、私どもも非常にありがたいと思っています。ただ、サーチというのは審査の基本なので、審査段階でもしっかりやってもらいたいと期待しております。

次に、発明のポイントをしっかりとつかめていないのではないかなというようなケースも見受けられるということ

です。迅速に審査はしなければいけないという事情があるとは思いますが、発明のポイント把握、引用例との対比は、これも審査・審判の基本なので、この点についても的確にやってもらいたいと考えております。今年から審理結果連絡票により審判部の考えをフィードバックすることにしたので、ぜひその審理結果連絡票などを参考にしてもらいたいと思います。

また、前置審査の際に、補正書だけ見て判断をされる審査官も一部いるようでして、審判請求書に書いてある意見を審査官はちゃんと見たのかなと感じるケースもあるようです。審判請求書にも目を通してもらって、審判請求人がどういう趣旨で審判請求したのかということをよく理解した上で判断してもらおうと、前置報告書の内容も的確になると思います。

また、文章能力というのがだんだん弱くなってきている印象があります。頭の中での思考過程を省いて結論だけを拒絶査定に書くのではなくて、きちんと要旨認定をして、対比判断をして、こういう理由で結論がこうなりますという、きちんとした文章を書くという機会をもう少し審査の中でつくってもらいたいのではないかなと思います。例えば、前置報告書を書くときに、全件書く必要はないですが、特に審査官補は審決に近い形で書くという機会があってもいいのではないかなという気がしています。

また、審判部の立場・考え方をもう少し理解してもらえたらと思います。特に、裁判所を意識しながら審決を書いていくという点についてです。例えば、審査官は周知・慣用だといっても、具体的に証拠を示さなければ裁判所で「周知・慣用といっても証拠がありませんね」と言われてしまいますので、裁判所でそのような判断がされないようにするために、審判官が証拠に基づいてどのような論理構成で審決を書いているかということです。ぜひ、審判

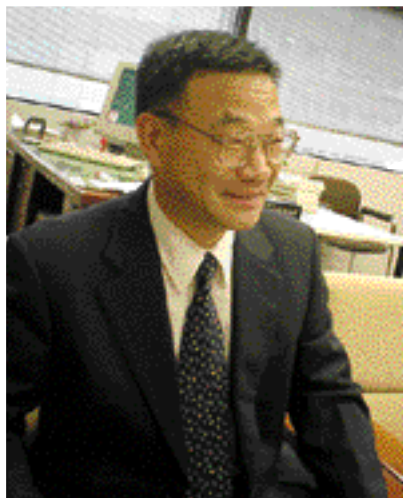
部への技術説明等の機会に、気楽にそういうところを聞いてもらいながら審判部の考えを理解してもらえば、普段の審査にも役立つのではないかなと思います。いずれにしても、日常的な審査・審判のコミュニケーションの機会を積極的に持っていただくということが大事だと思います。

最後に、審判部から審査官に期待する点については、特技懇226号（02年12月発行）の審判ローテーション座談会（P.92 - 99）にも載っていますので、特に若手審査官にはぜひ一読していただきたいと思います。

3. 審査・審判のこれからについて

所村 最後に、審査部、審判部の組織に対する考え。特に、審査官・審判官に対してこれからどのような心構えで仕事に取り組んでいくべきかアドバイスがございましたらぜひお願いします。

部長 特許庁がこれほど世間から注目されたというのは特許庁始まって以来だと思うので、そういう意味で若手の皆さんにはとてもやりがいがあるのではないかなと思います。その中で、社会の変化・ニーズに対して必要な法律改正など適切な対応をするという面と



もに、それを支える実務がそれ以上に重要だと思っています。

実務を大事にするというのはどういうことかということ、やはり1件1件の審査の中で、審査官から見ると何百件のうちの1件かもしれませんが、出願人にとってみればそれぞれ100%であるわけですから、できるだけ相手の納得度を高めていくような努力ということも必要だと思います。例えば、面接等で出願人とできるだけコミュニケーションをしたり、技術研修で知識を深めたり技術の相場観をつかむ等、そういう積み重ねの中で初めて自分の実務能力が高まってくるのだと思います。

また、実務能力を高める上では、審査官補の時代というのは非常に重要だと思います。もちろん自分で勉強して自分の力を磨くことと共に、一方で若手を育てていくというのが管理職の責務でもあると思います。従って、彼らにちゃんとスキルアップに繋がる機会を与えるということ、できるだけ豊富な事案を経験する機会を与えるということが重要だと思います。そのような機会を与えて指導してきたか、実務能力が向上しているかということを経験する意味で、審査第二部長のときに審査官補育成プログラムという取り組みを始めました。その時に審査官補全員と面接している意見を聞いたのですが、彼らが自分なりの目標を設定し管理職がそれを把握して、指導すべきところは指導して、機会を与えるところは与えていくということが重要だと感じました。

このように、実務能力というのをしっかりと身に付けていく上で、審査官補の時代を中心とした人材育成というのが、特許庁の基本を守っていく意味で非常に重要だと思います。産業財産権行政への期待はますます高まっていますがその期待に応えられるように、一人一人が自覚と目標を持って、日々の実務を通じて研鑽に励まれることを期待します。